

提出日をご記入ください。

見 積 書（記 入 例）

大 阪 市 水 道 局 長

令和 年 月 日

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は 代 表 者 氏 名

入札参加有資格者名簿
に記載の内容としてくだ
さい。（ゴム印可）

契約時に、使用する
印鑑の押印をお
願います。

印

当社は消費税及び
地方消費税に係る
☐課税事業者
☐免税事業者
です。

下記件名について、関係法令、大阪市水道局関係規程、見積条項及び別紙図面、
仕様書を確認したうえ、次の金額で見積ります。

見 積 金 額		十億			百万			千			円
---------	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

どちらかに
チェックして
ください。

契 約 番 号	2025〇〇〇〇〇〇			ください。
件 名	依頼文書印刷・宛名印字及び窓付き封筒作成・封入封緘作業業務委託（			
納 入 ・ 履 行 期 限	契約日 から 令和7年 8月22日 まで			消費税及び地方消費税相当額を抜いた 金額(税抜金額)をご記入ください。
見 積 書 提 出 期 限	令和 7年 3月 3日			
見 積 書 提 出 場 所	大阪市水道局総務部管財課			
保 証 人	不要	契 約 条 項 を 示 す 場 所	総務部管財課	
契 約 保 証 金	免除			
入 札 保 証 金	免除			

消費税及び地方消費税相当額を抜いた
金額(税抜金額)をご記入ください。

<見積り条項>

○見積りの無効
(1) 参加資格のないものがした見積り又は書面による確認を受けない代理人がした見積りは無効とする。
(2) 指定の日時までに指定の場所に提出されなかった見積りは無効とする。
(3) 見積者の記名押印がない見積りは無効とする。
(4) 同一見積りについて見積者又はその代理人が2以上の見積りをしたときは、それらの見積りは無効とする。
(5) 同一見積りについて見積者及びその代理人がそれぞれ見積りしたときは、その双方の見積りは無効とする。
(6) 同一見積りについて他の見積者の代理人を兼ね又は2以上の代理人としてその見積りをしたときは、その全部の見積りは無効とする。
(7) 見積金額又は見積者その他主要部分が識別しがたい見積りは無効とする。
(8) 訂正印のない金額の訂正、削除挿入などによる見積りは無効とする。
(9) 見積りに関し不正な行為を行ったものがした見積りは無効とする。
(10) 机上または現場説明がある見積りについては、説明を受けなかった者がした見積りは無効とする。
(11) 局が指定した見積書を用いないでした見積りは無効とする。
(12) 指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった決定候補者がした見積り
(13) 関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの見積り
(14) その他見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。
○見積書の記載方法等
価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額欄に記載すること。
○その他
(1) 契約の相手方と決定された時は、遅滞なく、契約締結の手続きを行い、仕様書の内容に基づき誠実に契約を履行すること。
(2) 契約の相手方と決定された後、正当な理由なく、指定期限までに契約を締結しないときは、契約規定第19条第2項により、見積金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
(3) 見積書は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することができない。
(4) 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。
(5) 契約者は、独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
(6) 契約締結までに、契約相手方と決定された者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
(7) 契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。
大阪市水道局管財課の担当係員の押印欄のため、 空欄のままご提出ください。
契 約 係 員